			種別				制度の概要			問	い台	わせ先
		貸	付		/ -	(詳細は問い合わせ先でご確認ください)					福	
	名 称	給 付	無利子	有利子	減 技 ・ 免 業	保証人	対 象	内容	その他	各 学 校	島根県	祖 社 福 る 務 協 他
1	就学援助費	0					経済的理由によって、就学困難と認められる学齢児童・ 生徒の保護者	学用品費・通学用品費・修学旅行費など	・認定基準・援助額等は各市町村ごとに異なります。	0		教委
2	私立中学校の 授業料減免事業				0		家計急変により、市町村民税所得割額が304,200円未 満となった世帯の生徒	授業料(月額)9,400円	・家計急変とは、保護者等の収入が解雇・倒産・破産等により著しく減少することを指します。 ・補助金が、学校法人に対して支給されます。	0	総	
3	特別支援教育就学奨励費 (小·中学校)	0					小・中学校で、特別支援学級に就学する、あるいは障が いのある児童生徒に就学する児童生徒	 就学の経費(保護者の負担能力の程度に応じて負担)		0	情	
4	特別支援教育就学奨励費 (特別支援学校)	0					 特別支援教育学校に就学する児童生徒 	 就学の経費(保護者の負担能力の程度に応じて負担) 担)		0	特	
5	生活保護法による 教育扶助費等	0					生活保護受給世帯で、実施機関が必要と認めた方	学用品費・臨時的一般生活費など			地	0
6	母子父子寡婦福祉資金 (就学支度資金)		0			Δ	母子家庭の母又は父子家庭の父が扶養する児童、また は父母のない児童・寡婦が扶養する児童	就学支度費 ①小学校 40,600円 ②中学校 47,400円			青	0

<保証人欄の見方> △=保証人が必要な場合がある

< 問い合わせ先の見方 >

【各学校】在籍または進学予定の学校

【島根県】

[情]:教育委員会学校企画課 情報・運営グループ 0852-22-6490・6916

[特]:教育委員会特別支援教育課 企画グループ 0852-22-5420

[総]: 総務部総務課 私学·県立大学室 0852-22-5017·5018

[地]:健康福祉部地域福祉課 生活保護グループ 0852-22-6525

〔青〕:健康福祉部青少年家庭課 母子福祉グループ 0852-22-6688

【その他】 [教委]:お住まいの市町村の教育委員会